

令和4年2月3日		
資料提供		
<全般・認証制度関係>	<飲食店営業許可関係>	<協力金関係>
危機管理局 小川、播野	食品・生活衛生課 三木田、坂本	商工振興課 石橋、尾崎、石坂
073-441-2275	073-441-2636	073-441-2742

## 営業時間の短縮の要請について

令和4年2月3日に新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：岸田総理大臣）により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に和歌山県が追加されたことに伴い、下記のとおり飲食店等に対して営業時間の短縮を要請することになりました。

### 【営業時間の短縮の要請】

**要請期間：** 令和4年2月5日（土）から2月27日（日）まで

**対象地域：** 和歌山県全域

**営業時間：** 【和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証施設※】

及び  
酒類の提供 ①営業時間を5時から21時までとする。  
酒類の提供（持ち込みを含む）は5時から20時までとする。

または

②営業時間を5時から20時までとする。  
酒類の提供（持ち込みを含む）は終日自粛

①か②のいずれかを選択

### 【非認証店】

営業時間を5時から20時までとする。  
酒類の提供（持ち込みを含む）は終日自粛

**対 象：** 食品衛生法上の営業許可を得て営業を行っている店舗

- 飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等
- 遊興施設等：カラオケボックス、バー等

### 【除外店舗】

- ・飲食の場を設けない店舗（宅配、テイクアウト専門店等）
- ・宿泊目的の利用が見込まれる店舗（ネットカフェ、漫画喫茶等）

※ 和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証施設（以下「認証店」）は、和歌山県から右の認証マークの交付を受けている施設です。



飲食店等に対する営業時間の短縮要請は、**新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項に基づく要請**です。  
要請を受けた者が、**正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、同条第3項及び第5項によりその店舗名称等を公表する場合があります。**  
また、**命令に違反した場合は、20万円以下の過料が課せられる場合があります。**

**【人数制限】**

同一グループ・同一テーブル4人以内

ただし、認証店のうち、対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けることを県に登録した事業者が全員の陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能

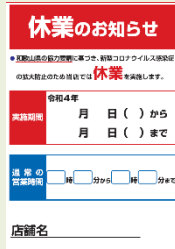
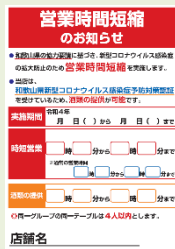
**【協力金】**

支給要件：

項目	認証店 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)		非認証店	
	要請①	要請②		
支給要件	営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業	
	通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)	
	酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない (酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)	
	感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること		
	その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していること		
協力金 (売上高方式)	2.5万円～7.5万円/日	3万円～10万円/日		

※ 認証店は、要請期間開始日から上記の要請①又は要請②のいずれかを選択できます。ただし、要請期間途中での変更はできませんのでご注意ください。

**<参考> 「営業時間短縮実施チラシ」及び「休業実施チラシ」の例**



「営業時間短縮実施チラシ」は『要請①』、『要請②(認証店用)』、『要請②(非認証店用)』の3種類、「休業実施チラシ」は1種類あります。協力内容によりチラシを選択し、「実施期間」「時間」等を記載し掲示してください。

**1 店舗当たりの金額：**

		2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高			
中小企業	A 売上高による方法	【認証店】要請① ・21時までの時短 ・酒類提供あり	8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超
		【認証店】【非認証店】要請② ・20時までの時短又は休業 ・酒類提供なし	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法 (要請①、②共通)		7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超
			3万円/日	3万円～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
大企業 (売上高減少額による方法) (要請①、②共通)		【計算式】 1日当たりの協力金額 = 2019年、2020年又は2021年からの1日当たり売上高減少額×0.4  【上限額(1日当たり)】 20万円 ※要請①の場合の上限額は以下のとおり。 「20万円」又は「2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額			

申請期間：要請期間の終了後、準備が整い次第、申請受付を開始する予定です。

補正予算額：56億2,006万2千円

(令和4年2月3日付地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分)

## 【お問合せ先】

要請内容・見回り・認証制度に関すること全般

＜和歌山県時短要請相談窓口＞

電話番号 073-441-2907

受付時間 9時から17時45分まで（休日を含む）

FAX番号 073-422-7652

対象者全員検査の適用事業者登録に関すること

＜和歌山県ワクチン・検査パッケージ等促進事業事務局＞

電話番号 050-3626-2690

受付時間 9時から17時まで（休日を含む）

FAX番号 073-423-5660

食品衛生法上の営業許可に関すること

＜和歌山県環境生活部食品・生活衛生課＞

電話番号 073-441-2636

受付時間 平日9時から17時45分まで

FAX番号 073-432-1952

協力金に関すること

＜和歌山県支援本部相談窓口＞

電話番号 073-441-3301

受付時間 平日9時から17時45分まで

FAX番号 073-432-4409

## 【その他】

詳細は、県 WEB サイトをご覧ください。

＜要請関係＞

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00209490.html>



＜協力金関係＞

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin\\_3rd.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_3rd.html)

